

優先交渉権者選定基準

(P.2)

Ⅲ 参加資格確認

2 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

誤：ア 応募者は、本事業の設計業務及び工事業務を自ら行う**建設企業単体**とする。

正：ア 応募者は、本事業の設計業務及び工事業務を自ら行う**単体企業又は共同企業体**とする。